

令和3年3月5日

緊急事態宣言延長を踏まえた Go To 商店街事業の取扱いについて

令和3年1月8日（金）から令和3年3月7日（日）までの間、国より緊急事態宣言が発出されていたところ、今般、その期間について令和3年3月21日（日）まで延長することが決定されました。

Go To 商店街事業について、令和2年12月28日（月）より外出による感染リスクを最小限にするため、集客を伴う商店街イベント等を全国一斉に一時停止していたところですが、緊急事態宣言延長決定を踏まえ、本措置を継続することとします。

<本件に関するお問い合わせ先>

Go To 商店街 事務局

電話：03-5544-7612

お問い合わせ時間 10：00～18：00 土日祝日を除く